

愛知県教育委員会 飯田教育長様

2022年11月24日

請願人 行政を考える住民の会

事務局 宮崎邦彦

住所 [REDACTED] [REDACTED]

今後、不祥事における「学校からの報告書」、及び、「職員に対する事情聴取」についての正確な記載および整備を求める請願

請願の趣旨、理由

1 2022年11月21日行政文書一部公開において、次の文書等を受け取る。

① 三河地方の愛知県立特別支援学校における事故について（資料1）

② 児童・生徒の事故発生速報（資料2）

③ 高1 のけが発生前からその後の対応の経過報告 文責（資料3 4面）

請求は、「教員に押されて骨折特別支援学校についてわかるもの」という内容であるが、事故ということになっている。

そもそも請求のもとになったのは、2022年10月29日の中日新聞（資料4）報道記事である。教員が生徒の肩を押したことは確かである。そのあと生徒は転倒した。骨折ということである。これは教員の不祥事ということは明らかである。

2 請願者が、知っている範囲では、職員の不祥事等において、「報告書」が学校から提出される。

生徒を骨折させている以上、処分が考えられ、該当職員に対する、聞き取り、事情聴取がなされる。今回は処分は不明である。

3 本件では、報告書は、速報（資料2）、その後「報告書」が提出されることになるといえるが。「教員の不祥事・・・」「転倒事故・・・」という表題の、報告文書は、公開されていない。

その代わりということであろうと思われるものが、「…経過報告 資料3」が公開された。

当然、事情聴取もなされる。担当職員により、該当職員に対する事情聴取が行われる。

これまでの例からすると、この事情聴取について、聞き取りをした職員による、記録はあることは確かであるが、これまでの例からすると、職務で聞き取りをしているにもかかわらず、個人のメモということで公開されていない。メモで済ませようということは、不祥事に対しての、取り組みの姿勢があいまいであるということといえる。

4 報告書等を見ての見解を示す。

・・・経過報告（資料3）とあるが、だれがだれに提出したものか不明であり、その提出日時、作成日時も不明。正確な表題も不明確である。

教員が押して、・・・骨折ということであるから、重大事案であるといえる。



該当生徒の日頃からの動きを、認識しているはずの、教員の対応としては、納得しがたい行動であるといえる。あたかも生徒が近寄ってきたのが悪いから、押したということのような記載である。記載者の意識が（教員をかばうかのような感じであり）責任は生徒にあるかのような記載ということを感じる。

床面をスライドさせながらという記載も理解し難い。

本人が見ている状態で触ると痛がるが、みていない状態では痛がらなかつたという記載も疑問を感じる。記載者は、何が言いたいのか、明確でない。

この、資料3には経過は記載されているが、教員に問題があるという視点が欠けているという受け止め方をしました。また最後（資料3）の文書は概要、趣旨であり、問題が起きたことに対する事実確認、事情聴取の記録とはいえない。

これでは、本件事故、不祥事の再発防止の報告書、資料には不十分、不足であるということである。

なおさらに付け加えると、速報（資料1）に、学校に対応 詳細な経緯を確認し再発防止に期する。とあるが、この表記は、委員会としては他人事の様な気がしました。

詳細な経緯とは、資料3を指すとしたら、生徒に問題があったかのような記載である。問題は教員のことを、教員の行動を、解明しなければ、再発防止は取り組めないとすることである。

請願事項

- 1 本件「教員に押され骨折」事案について、生徒、教員、目撃していた教員への事情聴取を行い、事情聴取録を作成すること。
- 2 学校からの本件、不祥事報告書（教員の不適切対応という視点の）を、提出させること。
- 3 再提出された、本件事案についての、検討、検証、考察を行うこと。

添付資料 資料1 三河地区愛知県立特別支援学校における事故について

資料2 児童・生徒の事故発生速報

資料3 . . . 経過報告 文責 （4面）

資料4 2022年10月29日 中日新聞